2018　立命館アジア太平洋大学

**「原本証明がなされた複写」について**

**「原本証明がなされた複写」とは？**

原本を提出することができない書類については、原本に代えて「原本証明がなされた複写」を提出することができます。

「原本証明がなされた複写」とは、書類の発行機関またはその他原本証明を行うことができる機関が、原本の複写（コピー）であること（原本と相違ないものであること）を確認した旨を記載し、機関印を押印した書類です。

＊語学試験スコア等、原本提出が必要な書類もありますので、詳しくは要項を確認してください。

**英語または日本語以外で作成された証明書の場合**

以下①～③の手順で、英語または日本語以外で作成された証明書の「原本証明がなされた複写」を作成し、④の指示に従って、**英語または日本の翻訳を添付する必要があります**。

**APUで認める「原本証明を行うことができる機関」**

1. **当該書類の発行機関　（最も望ましい）**

発行機関に原本証明してもらうことを推奨します。

例えば成績証明書であれば、出来る限り発行した学校へ原本証明を依頼してください。

海外に滞在している等、1での原本証明が難しい場合は、以下の機関も認めます。

1. **公証役場**
2. **大使館**
3. **教育行政を所管する公的機関（Ministry of Education等）**

**注意**

**翻訳会社は「原本証明を行うことができる機関」ではありません。証明書の複写に翻訳会社の印が捺印されていても「原本証明がなされた複写」として取り扱うことはできません。**

**「原本証明がなされた複写」の作成手順**

**①証明書原本を準備する**

原本

**②「原本証明書を行うことができる機関」が原本を確認の上、複写（コピー）を作成する。**

原本の

複写

　　　　　　　　　　　複写しただけでは、証明書として受付不可

**③「原本証明を行うことができる機関」が余白、または裏面に原本と相違ないことを証明する旨を記載し、機関印を押す。**

原本の

複写

　　　　　　　　　　　「原本証明がなされた複写」として受付可

【例】この写しは原本と相違ないことを証明します。

○○年○○月○○日

機関名　　　印**（機関印）**

**注意**

「原本証明がなされた複写」は**原本**を提出すること。「原本証明がなされた複写」をさらに複写したものは受付不可。

「原本証明がなされた複写」

の複写

　　　　　　　　　　　「原本証明がなされた複写」の複写は受付不可

**④（該当する場合のみ）英語または日本語以外で作成された証明書の場合、英語または日本語の翻訳を添付することが必要。**

翻訳には、①翻訳者の氏名/翻訳会社名②住所③連絡先（電話番号/メールアドレス）④署名/社印が必要。

原本または「原本証明がなされた複写」

※原語版

英語または

日本語の

翻訳

**必要な情報**

①翻訳者の氏名/翻訳会社名

②住所

③連絡先（電話番号/メールアドレス）

④署名/社印

○○年○○月○○日